

女性活躍推進法に基づく情報公開



360°の満足を
株式会社 マックスコム

対象期間：2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日）
算出は厚生労働省が定める定義に則し、女性の平均年間賃金÷男性の平均年間賃金で算出。
賃金：基本給、超過労働に対する報酬、通勤手当、賞与等を含み、退職手当等を除く。

2025年度	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	72.0%
正規労働者	88.4%
非正規労働者	85.3%

小数点第2位を四捨五入し小数点第一位まで表示

【正規労働者】正社員及び無期契約社員（所定労働時間37.5時間/週以上の労働者）
賃金の差の背景：正規労働者における女性無期契約社員比率が高いことによって、男性賃金と女性賃金に差が生じている。

【非正規労働者】無期契約社員（所定労働時間37.5時間/週未満の労働者）及び有期契約社員及びパート労働者
賃金の差の背景：時間外労働時間数の違いにより、男性賃金と女性賃金に差が生じている。

補足

2025年度	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正社員	93.4%

賃金の差の背景：
①職種（総合職と地域限定職）により、賃金に差異がある
正社員における女性地域限定職の比率が高い為、男性賃金と女性賃金に差が生じている。
②管理職における差異
一般的な部長級クラス以上の女性管理職がいない為、男性賃金と女性賃金に差が生じている。